

関係団体（※）の長 様

愛知県保健医療局長

令和 8 年度の病床整備について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県の病床整備については、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」、「病床整備に関する考え方」及び「病床整備計画の留意点について」に基づき実施しており、「病床整備に関する考え方」において「構想区域において不足する医療機能以外の医療機能に係る病床を整備するときは、その必要性について慎重に検討を行うこと。」としております。

一方で、本県では、地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定化を図るために緊急に病床数を削減することを支援する「病床数適正化緊急支援事業」を実施しているところですが、令和 8 年 4 月 8 日付け厚生労働省医政局長通知（以下「厚生労働省通知」という。）において、「事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要であるかを含め都道府県において適切に判断すること。」とされています。

また、令和 8 年 7 月 3 日付けで厚生労働省医政局長から示された「地域医療構想策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、

- ・ 単に数字上で、必要病床数が現在の病床数を上回るため必要病床数となるよう病床を整備するのではなく、地域ごとに実際の診療実態等を踏まえて病床の過不足を議論し、地域の医療提供体制を構築していくことが重要である。
- ・ 病床機能報告に基づく病床数と必要病床数については、入院受療率が中長期的に低下していくことが見込まれる中、現に病床の不足により入院医療の提供が困難となっているといった状況が確認されていない場合において、両者に差分があることをもって直ちに増床等が必要と判断することは適当ではない。
- ・ ある病床機能の不足が課題となる場合であっても、地域における当該病床機能を有する各医療機関の病床稼働率等を踏まえ、増床をせずとも、既存の病床を有効に活用することで、当該病床機能に係る患者の受入体制を確保できないか等を検討することも重要である。

とされています。

つきましては、今年度の病床整備については、厚生労働省通知やガイドラインの趣旨を踏まえ、構想区域において不足する医療機能に係る病床を整備する場合も含め、その必要性について慎重に検討を行うこととします。

担 当 健康医務部医療計画課  
医療計画グループ（井城、田中）  
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）  
電子メール [iryo-keikaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:iryo-keikaku@pref.aichi.lg.jp)

※ 関係団体：公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、  
一般社団法人愛知県薬剤師会、一般社団法人愛知県病院協会  
一般社団法人愛知県医療法人協会、一般社団法人愛知県精神科病院協会、  
公益社団法人愛知県看護協会、愛知県保険者協議会